

第 2 6 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和7年8月12日午前9時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（21名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	4 番 市 村 正 司
5 番 安 藏 久 男	7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭
9 番 安 邦 弘	10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇
12 番 大 圖 金 雄	13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子
15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成 一
18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉
21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一	24 番 高 橋 基

欠席委員（3名）

3 番 笹 沼 恭 一	6 番 飛 田 信 広	23 番 加倉井 幸 夫
-------------	-------------	--------------

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日は参集の予定の皆様おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。

会長から連絡がございまして、本日は所用がありまして欠席ということでございます。皆様にはよろしくということでございますので、お願いいたします。

それでは、皆川代理、進行をよろしくお願いいたします。

会長代理 おはようございます。

天気では線状降水帯ということで、昨日、一昨日あたりは九州の、熊本、長崎で甚大なる被害が生じております。また、本日は日本海側、新潟辺りまで線状降水帯が発生するというので、農業への被害が本当に心配するところであります。テレビ等の画面を見ていますと、民家まで水浸しになって、畳が持ち上がるような状態ですので、田は当然もう水浸し、丹精込めて作った農作物が被害に遭うということは本当に心苦しく思っております。

茨城が一番魅力がない県ということですが、大した雨もなく、本日は午後4時の頃から2時間ぐらい雨予報にはなっておりますが、そんなにたくさん降らなければいいなと感じております。

また、本日は大変お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

議 長 それでは、ただいまより第26回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は21名、欠席委員は3名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたので、議長が指名いたしますことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

7番 小松崎委員、8番 一木委員にお願いいたします。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明させていただきます。

事務局 第26回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が14件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が27件でございます。報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が10件、農地法第4条の届出が4件、農地法第5条の届出が15件、制限除外の農地の移動届が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして75件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を9番、安委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、隣接地に自宅を建築予定であり、自家消費するため譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

この件に関しまして調査検討しましたところ、5ページの農地法第5条の規定による許可についての第3項と関連があり、周りは住宅地で、この方は自宅を新築予定でして、そのお隣に家庭菜園として耕作したいということで、法令に照らして許可相当であると思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第4項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自家消費するため譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。10番、皆川委員の代理発言です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当であるということでございますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項及び第6項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第5項と第6項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第5項、第6項ともに契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接または近接し耕作に便利のため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。10番、皆川委員の代理発言です。

この件に関しましても、調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当であるということでございますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項及び第8項は関連がありますので、まとめて上程させていただきます。
事務局から説明させていただきます。

事務局 第7項と第8項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第7項、第8項ともに契約内容は売買であります。受人は、共有持分を譲り受け引き続き耕作するため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたしますが、この案件は5番、安藏委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席とします。

（安藏久男委員一時退席）

議 長 事務局から説明させていただきます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

（安藏久男委員着席）

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。
皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見ををお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項から上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第1項でございますが，内容は，議案書のとおりでございます。申請地は住宅や商業施設が連たんしていることから，農地区分は第3種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番，安です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いた
します。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に
囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議
よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いた
します。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接し、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明いたします。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。10番、皆川委員の代理発言です。

この件に関しましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

昨日現地を確認いたしまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思います。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第11項を上程をさせていただきます。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおり，一時転用申請でございます。

申請地は，宅地に囲まれた小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，転用期間は9か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区部は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定に該当すると思われます。

なお、転用期間は1年間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広が
りのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行
規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第21項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第21項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ています。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま

す。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番、渡邊です。6番、飛田委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当ということです。皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明いたします。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、雑種地や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

周りは耕作放棄地に囲まれまして、隣接農地への営農の影響はないと考えます。よって、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、内原出張所から500メートル以内にある農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきましても調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。
ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

議 長 次に，議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明させていただきます。

事業担当課 農政課，齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙1をご覧ください。

それでは，議案第4号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について，内容を申し上げます。

表の1段目から3段目，それぞれの期間ごとの設定については，各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては，田が設定面積1万9,298平方メートル，畑が設定面積8,298平方メートル，設定者9名，取得者7名でございます。

賃借権等の設定日は，令和7年10月1日に予定されております。また，個別の農用地利用集積等促進計画につきましては，次のページ以降に記載しておりますので，各自でご確認ください。

以上につきまして，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第4号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしということで回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、意見なしの回答をすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明させていただきます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について、ご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積2万5,237平方メートル、畑が設定面積2,821平方メートル、設定者2名、取得者4名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和7年10月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当課退席)

議 長 次に，報告事項について事務局から説明させていただきます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに，内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号，報告第5号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして，第26回総会を閉会いたします。

ご審議いただき，ありがとうございました。

閉会 午前10時00分